

情報番号：20080510

テーマ：事業承継税制の創設

編著者：税理士 齊藤 幸司

改正点

①新しい事業承継税制のうち、相続税についての「非上場株式等にかかる相続税の納税猶予制度」が創設された。

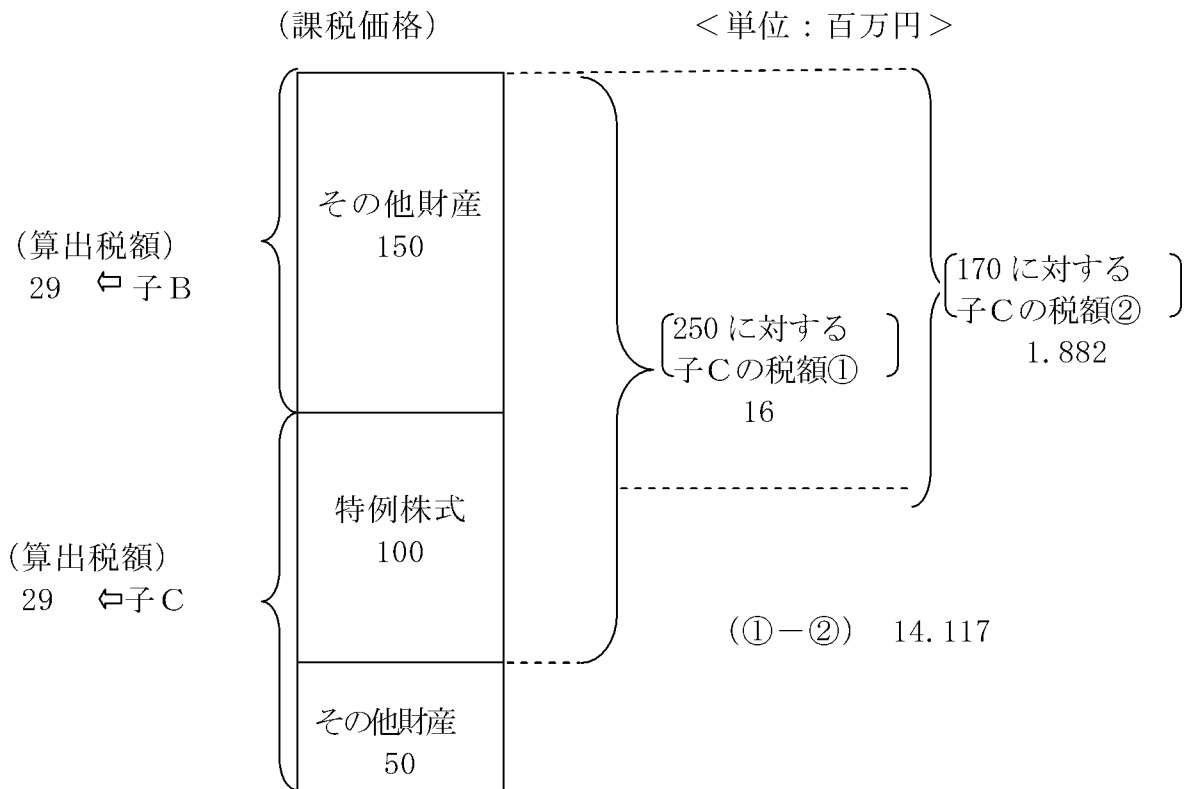
項目	内容
1. 概要	<p>経営承継相続人が、相続等により、経営承継円滑化法に基づき、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の議決権株式等を取得した場合に、経営承継相続人が納付すべき相続税額のうち、特例適用株式等（相続開始前保有分を含め、発行済議決権株式総数の3分の2に達するまでの部分に限る）にかかる課税価格の80%に対応する相続税額については、経営承継相続人の死亡等の日まで、その納税を猶予する。</p>
2. 経営承継相続人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法という）施行規則第6条第1項第7号トに規定する経営承継相続人をいう。 ・ 要件 <ol style="list-style-type: none"> ①代表者であること（他にも代表者がいてもかまわないが、対象者は1社につき1人限り） ②同族関係者と合わせて総株主の議決権数の50%超を有し、かつ、同族関係者内で筆頭株主（議決権数で判定）であること ③経営承継相続人以外の者が、拒否権付種類株式を有していないこと ④経営承継相続人は、経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）内は毎年、その後は3年毎に継続届出書を税務署長に提出しなければならない。
3. 被相続人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要件 <ol style="list-style-type: none"> ①代表者であったこと（相続開始直前に代表者でなくてもよい） ②相続直前において、同族関係者と合わせて総株主の議決権数の50%超を有し、かつ同族関係者内（経営承継相続人を除く）で筆頭株主（議決権数で判定）であったこと※ ※代表者であった当時のいずれかの時点と相続開始直前に要件を満たす必要あり。

<p>4. 適用対象会社</p>	<p>・ つぎの中小企業であること</p> <table border="1" data-bbox="491 241 1385 573"> <tr> <td data-bbox="491 241 874 338">製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業、情報処理サービス業等</td> <td data-bbox="874 241 1385 338">資本金3億円以下または従業員300人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 338 874 434">ゴム製品製造業（自動車・航空機用タイヤ・チューブ、工業用ベルト製造業を除く）</td> <td data-bbox="874 338 1385 434">資本金3億円以下または従業員900人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 434 874 470">卸売業</td> <td data-bbox="874 434 1385 470">資本金1億円以下または従業員100人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 470 874 506">小売業</td> <td data-bbox="874 470 1385 506">資本金5千万円以下または従業員50人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 506 874 542">サービス業</td> <td data-bbox="874 506 1385 542">資本金5千万円以下または従業員100人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 542 874 573">旅館業</td> <td data-bbox="874 542 1385 573">資本金5千万円以下または従業員200人以下</td> </tr> </table> <p>・ つぎの会社に該当しないこと</p> <p>① 上場会社</p> <p>② 風俗営業会社（性風俗関連特殊営業を行う会社）</p> <p>③ 「特別子会社」（同族関係者と合わせて総株主の議決権数の50%超を保有）が、上場会社・大法人等（「中小企業者」以外の法人）・風俗営業会社である会社</p> <p>④ 総収入金額がゼロの会社</p> <p>⑤ 常時使用する従業員数（厚生年金保険及び健康保険の加入者ベース）がゼロの会社</p> <p>⑥ 「資産保有型会社」（※2）⇒総資産に占める「特定資産」（有価証券等、不動産、現預金、ゴルフ会員権等、美術工芸品・貴金属等、（※1））の合計額の割合が70%以上（貸借対照表上の金額で計算）の会社</p> <p>⑦ 「資産運用型会社」（※2）⇒総収入金額に占める「特定資産」（※1）の運用収入の合計額の割合が75%以上の会社</p> <p>（※1）特定資産にかかる有価証券からは、資産保有型会社や資産運用型会社に該当しない「特別子会社」の株式を除きます。特定資産にかかる不動産からは、自社使用の不動産を除きます。特定資産にかかる現預金には、同族関係者に対する貸付金や未収金を含みます。特定資産にかかるゴルフ会員権等、美術工芸品・貴金属等からは、事業供用を目的とするものを除きます。</p> <p>（※2）つぎのいずれにも該当する場合には、資産保有型会社や資産運用型会社から除かれます。</p> <p>a. 事業所、店舗、工場などの固定施設を所有または賃借している</p> <p>b. 常時使用する従業員数（厚生年金保険および健康保険の加入者ベース）が5人以上である</p> <p>c. 相続開始時において、3年以上継続して、自己の名義かつ自己の計算で、一定の事業を行っている</p>	製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業、情報処理サービス業等	資本金3億円以下または従業員300人以下	ゴム製品製造業（自動車・航空機用タイヤ・チューブ、工業用ベルト製造業を除く）	資本金3億円以下または従業員900人以下	卸売業	資本金1億円以下または従業員100人以下	小売業	資本金5千万円以下または従業員50人以下	サービス業	資本金5千万円以下または従業員100人以下	旅館業	資本金5千万円以下または従業員200人以下
製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業、情報処理サービス業等	資本金3億円以下または従業員300人以下												
ゴム製品製造業（自動車・航空機用タイヤ・チューブ、工業用ベルト製造業を除く）	資本金3億円以下または従業員900人以下												
卸売業	資本金1億円以下または従業員100人以下												
小売業	資本金5千万円以下または従業員50人以下												
サービス業	資本金5千万円以下または従業員100人以下												
旅館業	資本金5千万円以下または従業員200人以下												
<p>5. 租税回避行為への対応</p>	<p>・ 資産保有型会社の判定において、過去5年間に経営承継相続人及びその同族関係者に対して支払われた配当や過大役員給与等に相当する額を特定資産及び総資産の額に加算する。</p> <p>・ 相続開始前3年以内に経営承継相続人の同族関係者からの現物出資又は贈与により取得した資産の合計額の総資産に占める割合が70%以上である会社に係る株式等については、本特例を適用しない。</p> <p>・ 上記のほか、経営承継相続人等の相続税等の負担を不当に減少させる結果となると認められる行為に対応するために措置を講ずる。</p>												

6. 猶予税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続税の納税猶予の適用がないものとして、通常の相続税額の計算を行い、各相続人の相続税額を計算する。（経営承継相続人以外の相続人の相続税額は、この額となる。） ・ 経営承継相続人以外の相続人の取得財産は不変としたうえで、特例適用株式等（100％）のみを相続とした場合の相続税額と、特例適用株式等（20％）のみを相続とした場合の経営承継相続人の相続税額の差額を、猶予税額とする。
7. 猶予税額の免除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定適用株式等を死亡の時まで保有し続けた場合は、猶予税額の納付を免除する。 ・ このほか、経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）経過後における免除については、つぎによる。 <ul style="list-style-type: none"> ①例適用株式等にかかる会社について、破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合には、猶予税額の全額を免除する。 ②次の後継者へ特例適用株式等を贈与した場合において、その特例適用株式等について贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例適用株式等にかかる相続税の猶予税額を免除する。 ③同族関係者以外の者へ保有する特例適用株式等を一括して譲渡した場合において、その譲渡対価又は譲渡時の時価いずれか高い額が猶予税額を下回るときは、その差額分の猶予税額を免除する。 <p style="margin-left: 40px;">※上記①、③の場合において免除される額のうち、過去5年間の経営承継相続人及び生計を一緒にする者に対して支払われた配当及び過大役員給与等に相当する額は免除しない。</p>
8. 猶予税額の納付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）内に経営承継相続人が代表者でなくなる等、当該認定の取消事由に該当する事実が生じた場合には、猶予税額の全額を納付する。 ・ 認定有効期間経過後において、特例適用株式等の譲渡等をした場合には、その時点でその譲渡株式数の割合に応じた猶予税額を納付する。
9. 利子税の納付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記8により、猶予税額の全部または一部を納付する場合には、その納付税額について、相続税の申告期限からの利子税（年3.6％）を併せて納付する。
10. 担保の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、納税猶予の対象となった株式等のすべてを担保に供さなければならない。
11. 適用時期等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営承継円滑化法の施行日（平成20年10月1日）以後の相続等について適用する。 ・ 平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間に開始した相続にかかる被相続人の遺産に非上場会社の株式等が含まれており、かつ、その被相続人がその非上場会社の代表者であった場合には、その被相続人にかかる相続税の申告書の提出期限を平成22年2月1日まで延長する。

3. 猶予税額 (①－②)

$$16,000,000 \text{ 円} - 1,882,352 \text{ 円} = 14,117,648 \text{ 円}$$



②新しい事業継承税制のうち、贈与税についての「非上場株式等にかかる贈与税の納税猶予制度」が創設された。

項 目	内 容
1. 概要	・ 後継者が、経営承継円滑化法に基づく経済産業大臣の認定を受けた非上場会社を営んでいた親族から、贈与により、その保有株式等の全部（贈与前から後継者が保有していたものを含めて、発行済議決権株式総数の3分の2に達するまでの部分を上限とする）を取得した場合には、猶予対象株式等の贈与にかかる贈与税の全額の納税を猶予する。
2. 猶予税額の納付・免除	・ 相続税の納税猶予と同様とする。
3. 贈与者の死亡時の取扱い	・ 引き続き保有する猶予対象株式等を相続により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税額を計算する。その際、経済産業大臣の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予を適用する。